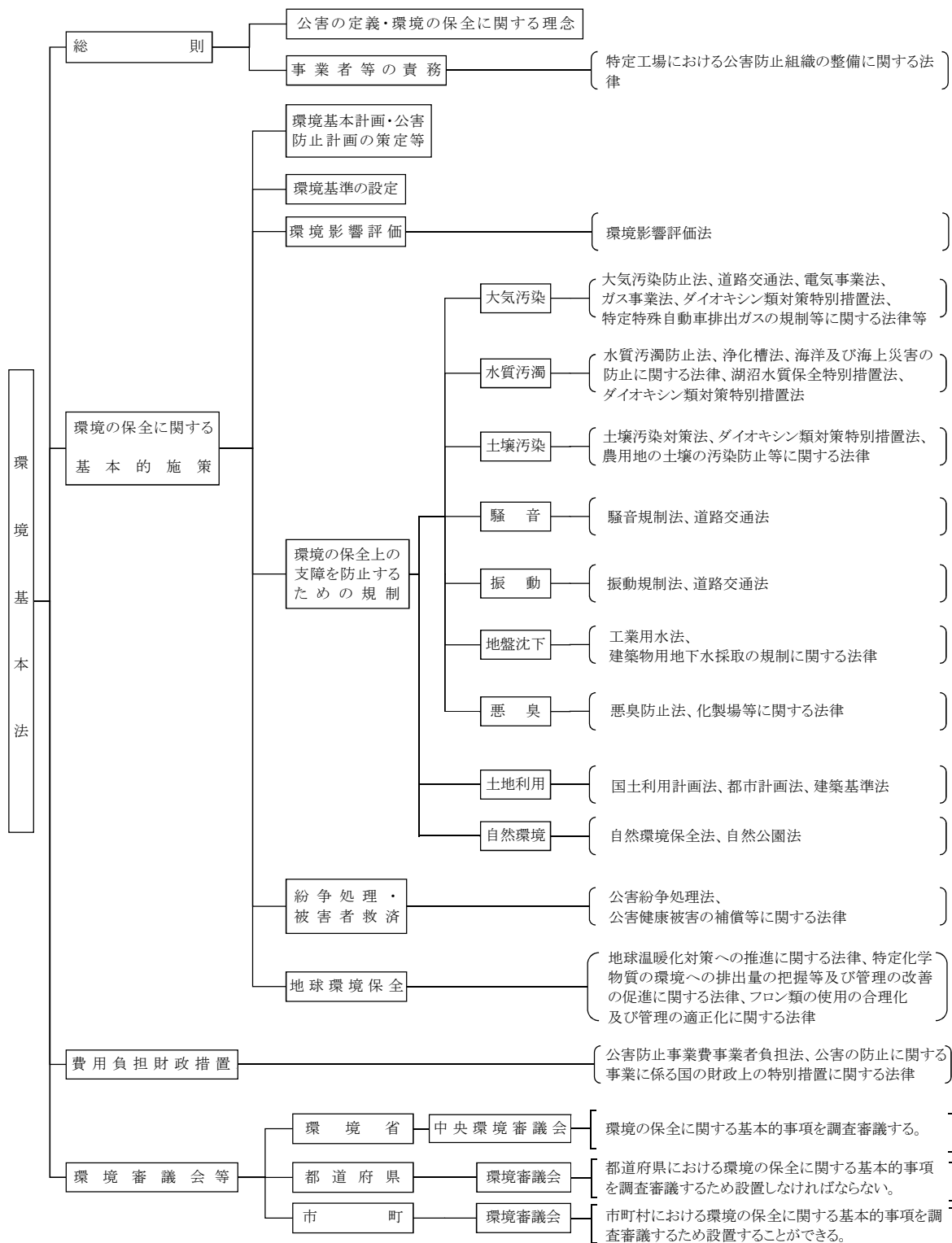


I 法規制の概要

第1 環境関係法令の体系

環境関係法令は、環境基本法を根幹法令に次のように体系づけられています。



第2 環境基本法の概要

1 制定の経緯

公害対策基本法や自然環境保全法の制定により、かつての激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全については、相当な成果を得たところですが、今日の環境問題に適切に対処し、環境の恵沢を現在及び将来の国民が享受していくためには、これらの問題対処型の法的枠組みでは十分ではありません。そこで、環境保全に関する各般の施策を総合的・計画的に進めていくため、環境基本法が制定され、平成5（1993）年11月19日から施行されました。

2 法の概要

(1) 目的（第1条）

環境保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(2) 定義（第2条）

① 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。

② 「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

③ 「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(3) 基本理念

① 環境の恵沢の享受と継承（第3条）

現在及び将来の世代の人間が恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来に継承する。

② 持続的発展が可能な社会の構築（第4条）

環境負荷の少ない健全な経済の発展を図り、持続的発展の可能な社会の構築を図る。

③ 国際協調による地球環境保全の積極的推進（第5条）

地球環境保全のため、我が国の持つ能力を生かし、国際的協調の下に積極的に取り組む。

(4) 各主体の責務

① 国（第6条）

環境の保全に関する基本的・総合的な施策を策定・実施する。

② 地方公共団体（第7条）

国の施策に準じた施策や地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定・実施する。

③ 事業者（第8条）

・事業活動に伴って生ずる公害の防止、自然環境の適正な保全のための必要な措置をする。

- ・物の製造等に伴い、発生する廃棄物の適正処理についての必要な措置をする。
- ・物の製造等に当たり、製品等が使用・廃棄されることによる環境への負荷の低減、再生利用等環境への負荷の少ない原材料等を利用する。
- ・その他環境保全に自ら努めること。

④ 国民（第9条）

- ・日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。
- ・その他環境保全に自ら努めること。

(5) 基本的な施策等

① 環境基本計画（第15条）

環境保全に関する総合的・長期的な施策を盛り込んだ環境基本計画を策定する。

② 環境基準の設定（第16条）

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める。

③ 国の施策の策定・実施に当たっては、環境の保全に配慮する。（第19条）

④ 環境影響評価の推進（第20条）

事業者が事業の実施に先立ち、環境への影響について自ら評価し、それに基づき環境保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる。

⑤ 環境保全上の支障を防止するための経済的措置（第22条）

環境への負荷を低減させるための対応に対し、経済的な助成を行うための措置に努める。

⑥ 環境の保全に関する施設の整備等（第23条）

環境への負荷の低減を促進する公共的施設の整備等を行う。

⑦ 環境保全活動の推進

事業者・国民がその責務を果たすことができるよう、国が必要な措置を講ずる。

ア 環境負荷の少ない製品等の利用を促進する。（第24条）

イ 環境に関する教育及び学習の振興等により、国民の意識を高める。（第25条）

ウ 民間の自発的な環境保全活動を促進する。（第26条）

エ 環境保全に関する情報を適切に提供する。（第27条）

⑧ 調査を実施し、監視等の体制を整備し、科学技術の振興を図る。（第28～30条）

⑨ 国際協力等の推進

ア 地球環境保全等に関する国際協力等を推進する。（第32条）

イ 地方公共団体及び民間団体等による国際協力を推進する。（第34条）

⑩ 原因者負担（第37条）

公害健康被害補償法等における原因者負担の規定を踏まえ、国等が行う事業について、原因者に対し、応分の費用を負担させるための必要な措置を講ずる。

⑪ その他の公害関係規定

公害防止計画、排出等の規制、被害救済等については、従来 of 公害対策基本法を継承し、その推進を図る。

第3 環境森林事務所等の長への事務委任

知事の権限については、栃木県事務決裁及び委任規則により、以下のとおり環境森林事務所等の長に事務委任されており、工場・事業場に係るすべての事務を環境森林事務所等の長が行います。

○ 大気汚染防止法に基づく次の事務

- (1) 第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項並びに第18条の29第1項及び第18条の30第1項の規定による届出の受理
- (2) 第9条、第17条の8、第18条の8及び第18条の31の規定による計画の変更又は廃止の命令
- (3) 第10条第2項(第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定による実施の制限期間の短縮
- (4) 第11条、第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- (5) 第14条第1項、第17条の11、第18条の11及び第18条の29第2項の規定による改善命令及び一時停止命令
- (6) 第17条第3項の規定による措置命令
- (7) 第18条の4の規定による基準適合命令及び一時停止命令
- (8) 第18条の15第6項の規定による報告の受理
- (9) 第18条の16の規定による命令
- (10) 第18条の19の規定による作業基準適合命令
- (11) 第18条の19の規定による一時停止命令
- (12) 第18条の34第1項の規定による改善勧告
- (13) 第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (14) 附則第10項の規定による勧告
- (15) 附則第11項の規定による報告の徴収

○ 水質汚濁防止法に基づく次の事務

- (1) 第5条、第6条第1項、第7条、第10条、第11条第3項、第14条の2第1項から第3項の規定による届出の受理
- (2) 第8条の規定による計画変更又は計画廃止の命令
- (3) 第9条第2項の規定による実施の制限期間の短縮
- (4) 第13条第1項、第13条の2第1項及び第13条の3第1項の規定による改善命令及び一時停止命令
- (5) 第13条の4の規定による指導、助言及び勧告
- (6) 第14条の2第4項の規定による事故時の応急措置命令
- (7) 第14条の3第1項及び第2項の規定による浄化措置命令
- (8) 第22条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施

○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく次の事務

- (1) 第12条第1項、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定による届出の受理
- (2) 第15条の規定による計画の変更及び廃止の命令
- (3) 第16条の規定による措置命令
- (4) 第17条第2項の規定による実施の制限期間の短縮
- (5) 第18条及び第19条第3項の規定による届出の受理
- (6) 第22条第1項の規定による改善命令及び一時停止命令並びに同条第3項の規定による措置命令
- (7) 第23条第2項の規定による通報の受理
- (8) 第23条第3項の規定による措置命令
- (9) 第28条第3項の規定による報告の受理
- (10) 第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

○ 土壌汚染対策法に基づく次の事務

- (1) 第3条第1項の規定による報告の受理等
- (2) 第3条第3項の規定による通知
- (3) 第3条第4項の規定による報告命令等
- (4) 第3条第5項の規定による届出の受理
- (5) 第3条第6項の規定による確認の取消し
- (6) 第4条第1項の規定による届出の受理
- (7) 第4条第3項の規定による調査命令
- (8) 第5条第1項の規定による調査命令
- (9) 第7条第1項の規定による汚染除去等計画の提出の指示
- (10) 第7条第2項の規定による汚染除去等計画の提出命令
- (11) 第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理
- (12) 第7条第4項の規定による汚染除去等計画の変更命令
- (13) 第7条第5項の規定による短縮後の期間の通知
- (14) 第7条第8項の規定による汚染の除去等の措置命令
- (15) 第7条第9項の規定による報告の受理
- (16) 第12条第1項から第4項までの規定による土地の形質変更の届出の受理
- (17) 第12条第5項の規定による計画変更命令
- (18) 第14条第1項の規定による申請書の受理
- (19) 第14条第4項の規定による報告の徴収等
- (20) 第16条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び認定
- (21) 第16条第4項の規定による措置命令
- (22) 第19条第1項の規定による措置命令
- (23) 第20条第6項の規定による届出の受理
- (24) 第54条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収等

○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく次の事務

- (1) 第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)及び第6条の2第2項の規定による届出の受理
- (2) 第10条の規定による解任命令
- (3) 第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施

○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく次の事務

- (1) 第17条の規定による指導及び助言(所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。(2)から(16)までにおいて同じ。)
- (2) 第18条の規定による勧告、公表及び命令
- (3) 第27条第2項(第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理
- (4) 第28条(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿への登録等
- (5) 第29条第1項(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否
- (6) 第29条第2項(第30条第2項、第31条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (7) 第31条第1項の規定による変更の届出の受理
- (8) 第32条の規定による登録簿の閲覧
- (9) 第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理
- (10) 第34条の規定による登録の抹消
- (11) 第45条第4項の規定による報告の受理
- (12) 第47条第3項の規定による報告の受理
- (13) 第48条の規定による指導及び助言
- (14) 第49条の規定による勧告及び命令
- (15) 第91条の規定による報告の徴収
- (16) 第92条第1項の規定による立入検査
- (17) 第93条第2項の規定による資料の送付その他協力依頼

○ 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく次の事務

- (1) 第7条から第9条、第18条、第24条及び第49条第2項の規定による届出の受理
- (2) 第10条及び第11条第3項の規定による届出の受理
- (3) 第12条の規定による計画変更又及び廃止の命令
- (4) 第13条第2項の規定による実施の制限期間の短縮
- (5) 第16条及び第22条の規定による改善命令又は一時停止命令
- (6) 第17条第1項及び第23条第1項の規定による勧告
- (7) 第17条第2項及び第23条第2項の規定による措置命令
- (8) 第49条第3項の規定による措置命令
- (9) 第65条の規定による報告の徴収
- (10) 第66条第1項の規定による立入検査
- (11) 規則第9条の規定による受理書の交付

○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく次の事務

- (1) 第18条第1項の規定による技術基準適合命令
- (2) 第28条第2項の規定による指導及び助言
- (3) 第29条第2項の規定による報告徴収
- (4) 第30条第2項の規定による立入検査

環境森林事務所等の連絡先

名 称	所在地・電話番号	担 当 区 域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	日光市瀬川51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市 日光市
県東環境森林事務所 環境部環境対策課	真岡市荒町116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	大田原市中央1-9-9 TEL 0287-22-2277	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	佐野市堀米町607 TEL 0283-23-4445	足利市 佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-22-4309	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町

(令和4(2022)年4月現在)

第4 宇都宮市長の権限による事務

宇都宮市に所在する工場・事業場に係る次の法律に関する事務は、中核市である宇都宮市長が行います。

- ・大気汚染防止法（法23条に定める緊急時の措置に関する事務を除く）
- ・水質汚濁防止法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・土壌汚染対策法
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・栃木県生活環境の保全等に関する条例

また、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、次の法律に関する事務も宇都宮市長が行います。

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）